（地方自治法の一部改正）

第九条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）	この法律（第二十三条及び第三十条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）

（地方財政法の一部改正）

第十条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（子ども手当に要する経費に係る特例）

第三十九条　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定が適用される場合における第十条第十五号の規定の適用については、同号中「児童手当」とあるのは、「児童手当及び子ども手当」とする。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十一条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

（平成二十二年度における子ども手当の支給を受けている者に関する特例）

第八条　平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における第七条第十一号の二、第二十九条の二及び第三十一条第三項の規定の適用については、第七条第十一号の二中「児童手当の」とあるのは「子ども手当の」と、「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第六条」と、第二十九条の二（見出しを含む。）及び第三十一条第三項中「児童手当」とあるのは「子ども手当」とする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第十二条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第十三条　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）

4　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関する第十五条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法」とする。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正）

第十四条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）

第三条　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関する第八条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法」とする。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）

第十五条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）

6　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関する第十七条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法」とする。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第十六条　地方独立行政法人法の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に係る特例）

第五条　平成二十二年四月一日に成立する移行型地方独立行政法人に関する第六十三条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同条中「含む。以下この条において同じ。」とあるのは「含む。」と、「受けているもの」とあるのは「受けているもの（同法第十条（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十一条（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当又は特例給付等の支払を一時差し止められている者その他平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）附則第三条の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と、「児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件」とあるのは「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第四条に規定する要件」と、「児童手当又は特例給付等」とあるのは「子ども手当」と、「第七条第一項の」とあるのは「第六条第一項の」と、「」の認定」とあるのは「）に対する認定の請求」と、「その認定」とあるのは「その認定の請求」と、「第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条第二項」とする。